

## 東海事業所 保安規定変更申請（検査制度の見直し）コメント対応整理表

## ○10月13日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
1-1	加工施設における保安規定の審査基準との整合性（KA(D)-20029）において、保全区域の設定を規定しているが、保全区域の設定の考え方について説明すること。 また、保全区域の設定に係る方針を再通知する。 ・安全機能を有する施設のうち、管理区域内の安全機能の一部が管理区域外に設置されている設備については、当該設備が存在する区域を保全区域として設定すること。 ・これらの区域には燃料タンクやケーブルといった補機類も含めること。 上記を踏まえた再検討を行った上で、その整理結果については今後の面談で説明すること。	申請時点では、ディーゼル発電機を設置している場所を選定しており、その機能を失うことで、管理区域内の安全に影響するものを選定していた。ただし、先行事業所の審査会合の状況を鑑み、設備・機器の選定及びそれらをサポートするユーティリティ等の補機についても保全区域として選定する必要性を考慮しており、再検討中である。 また保全区域の設定に係る方針について拝承。保全区域の設定について検討を進めていく。	KA(D)-20045 （説明資料を別途作成）	別図2及び別図3
1-2	今回の申請内容は、規則改正に伴う変更であり、新規制基準対応による段階的な対応については含まれていないということで良いか。また含まれていない場合でも、今後、ソフト対応の進捗、設工認の認可に合わせて、それらの対応状況を整理していくこと。	拝承。	補正申請後の面談において提示する予定。	—

## ○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-1	品管基準規則（第50条第2項第3号）について同規則の解釈に示された『「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。』を反映すること。	拝承。補正で反映する。	KA(D)-20031-2 23頁(No.364) KA(D)-20029-2 13頁 KA(D)-20036-2 17頁	第14条の2（データの分析及び評価）第2項(3)

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-2	保安規定審査基準（加工規則第8条第1項第12号6.）においては、「平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。」とある。許可との整合を確認すること。 また、KA(D)-20029-1（保安規定審査基準との整合）の30頁において第75条による説明が示されているが、KA(D)-20036-1（許可との記載整理表）の当該条文に対応する許可記載欄に平常時の環境放射線モニタリングに関する事項が抜けているため、追記すること。	拝承。  拝承。KA(D)-20036-1を改訂し、反映する。 添付書類六 ハ.（ハ）施設周辺環境の管理（ページ6-31）を追記。	KA(D)-20029-2 30頁  KA(D)-20036-2 37～38頁	—  —
2-3	NFTKの保全区域に係る資料において「加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所には当たらない」とした各施設について、安全機能への影響の有無の観点で保全区域を選定すべきであり、その旨の記載を明確にすること。	拝承。	KA(D)-20045 1頁	—
2-4	第62条の6第5項及び第7項に基づく別表13の2は、不備がある。点検等については、部位への展開等の具体を全て計画することが必要であり、保安規定において認可する事項とするよりも、下位文書において規定し、検査部門への報告を行うものであり、保安活動の中で詰めていくべきものではないか。	拝承。別表13の2は取り下げ、保全計画の中で展開することとし、補正で反映する。	KA(D)-20033-2 1, 10, 13頁 KA(D)-20029-2 37, 39, 40頁 KA(D)-20036-2 31, 33, 35頁 KA(D)-20038-1 2, 3, 4, 10, 13, 14, 15頁	第62条の6（保全計画の策定） 第5項及び第7項 別表13の2（削除）
2-5	第62条の2において検討中の箇所のうち、長期施設管理方針が10年サイクルで見直していくことを踏まえると、施設管理方針への反映のループは一番外側になるのではないか。	拝承。以下の内容にて、補正で反映する。 第6章第2節の2（施設管理の実施に関する計画）の最後段に第62条の12（高経年化に関する技術評価と長期施設管理方針）を追加するとともに、第62条の6（保全計画の策定）第4項で第62条の12を引用して長期施設管理方針は施設管理における各種活動と一体として実施する旨を記載する。	KA(D)-20038-1 11頁	第62条の6第4項及び第62条の12
2-6	第62条の6第4項において検討中の「追加措置が抽出された場合」との記載と、別添3として検討中の長期施設管理方針「充実すべき保守管理項目はなし。」との記載が、矛盾するように思えるが、前者の記載を削除するとよいのではないか。	拝承。補正で反映する。（2-5との関連により、反映先は第62条の12とする。）	KA(D)-20038-1 22頁	第62条の12（高経年化に関する技術評価と長期施設管理方針）
2-7	KA(D)-20039の1頁目の記載が、従前の活動に基づく評価結果を述べている箇所と、今回の保安規定変更内容を述べている部分の書き分けができていない。	拝承。KA(D)-20039を改訂し、記載を見直す。	KA(D)-20039-1 1頁	—

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-8	KA(D)-20040 で示すフロー図では施設管理の各事項を実施する主体が示されていないが、保全プログラムに相当する仕組の責任者が第58条及び第59条に定める基準の策定者であるならば、第58条及び第59条の書き出しの記載が整合しななければならないのではないか。使用前検査等についての有効性確認が抜けているのではないか。図1, 図2, 図3のPDCAサイクルの主体と、保安規定の各条文の主語との対応について確認すること。	<p>拝承。補正で反映する。資料 KA(D)-20040 の図1 と図2 は KA(D)-20040-1 にて集約して図1 とし、図3 を繰り上げて図2 とする。</p> <p>（第58条第1項に基づいて設備管理部長が基準を定め、第59条第2項に基づいて当該の担当部長が必要に応じて基準を改訂するとしており、矛盾するものではないが、第59条の2（使用前事業者検査）及び第59条の3（定期事業者検査）については、第62条の6（それぞれ第6項(2)及び第5項(3)）において引用するとともに、これら使用前検査等の実施の結果を確認することを、第62条の8（保全の結果の確認・評価）第2項において追記する等、明確にする。また、第62条の10第1項において、各部長が実施する保全の結果については核燃料安全委員会へ報告することを定めているが、この報告を踏まえて第62条の6第5項に基づいて各部長が保全方式を変更する旨、第62条の10第2項を修正する。）</p>	<p>KA(D)-20040-1 図1, 図2</p> <p>KA(D)-20038-1 9~10, 22 頁</p>	—  第58条、第59条、第62条の6第5項(3)、第6項(2)、第62条の8第2項、第62条の10第2項
2-9	別表16は環境放射線モニタリングに関する事項であるか、確認すること。	別表16は第1種管理区域からの排気口の空气中放射性物質濃度及び事業所から事業所外への排水口の排水中の放射性物質濃度に関する事項であり、直接的には環境放射線モニタリングに関する事項として定めたものではない。	参考資料 138頁別表16	—
2-10	施設管理方針、施設管理目標、施設管理指標について、説明すること。	拝承。	—	—
2-11	<p>設計想定事象に関連し、記載ぶりが変更されたが、内容は変わるものではないと認識している。誰が何をどう判断するかについて、変更前後で内容が同じと読めるのかについて、再確認すること。</p> <p>規則等の類似の規定ぶりにおいて、整理が必要な部分はある。初期消火活動への日常の備えと実事象での活動は、本来は一連の手順であり、保安規定の条文を分けて記載することでそれぞれの活動がやりにくくなるようでは困る。事業者により保安規定の記載ぶりが異なるのは構わない。規則等の類似の規定ぶりにとられるものでもない。</p>	<p>拝承。（4-3参照。） 異常時、非常時の段階的対応について、他社資料水平展開。</p> <p>拝承。（4-3参照。） 今回の保安規定の変更申請においては、前回の変更の章立て構成を踏襲し、これまで実施するとしてきたことを継承しつつ、法令改正による新たな要求事項を追加・修正したものであり、それぞれの活動がやりにくくなるようなことのないように、留意している。</p>	<p>KA(D)-20050</p> <p>KA(D)-20050</p>	—  —
2-12	新規基準への対応を保安規定において段階的に定めることについては、参考資料として補正申請書に添付すること。	<p>拝承。</p> <p>前回申請した際の参考資料を見直して、補正申請書に添付する。</p>	—	—
2-13	第11章（定期評価）を削除した事業者としての考え方は理解した。先行例（JNFL）には記載を残す例があり、あらためて検討すること。	<p>拝承。第11章第96条のうち、施設管理において行う保全の有効性評価と同等の内容である保守管理については削除して適正化する。また、経年変化に関する技術的な評価及び長期保全計画に関する事項は、第62条の12（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に継承し移管する。他の条項の削除は取り下げる。</p>	—	第11章（第94条、第95条、第96条）
2-14	補正申請で反映した事項は、面談資料の保安規定条文を記した	拝承。	全般	全般

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
	箇所にて全て反映し、補正申請の際に面談資料として併せて提示すること。反映漏れのないよう、よく確認すること。			
2-15	検査の独立性について、第14回会合検査制度の見直しに関する検討チーム（2019年5月27日）資料6-2に示す「検査の独立性に係るケース事例」に当てはめて説明すること。 第14回の検討チームの議事録（43/45頁）には、チーム委員からケース1の事例についてコメントがあり、事業者側から引き続き検討する旨の回答がされている。検査の独立性の検討内容について、説明すること。 保安規定の条文において、明確にすること。	拝承。補正申請書において、検査責任者が自ら工事又は検査を行わないことを明確にする。検査の独立性は、以下のとおりとなる。 ・ケース事例については、KA(D)-20046にて具体的な事例を検討し、図1から図5に示す。 ・検査責任者は担当グループ長とし、所長総括の下（即ち、各部長の影響を受けないようにする。）、自ら工事又は検査を行わない。また、検査責任者は、検査実施責任者及び検査員について工事又は検査に関与しない者を配置する。	KA(D)-20046	第59条の2（使用前事業者検査の実施）及び第59条の3（定期事業者検査の実施）
2-16	巡視には、操作の観点も含まれるのではないか。	拝承。巡視には、多角的な観点（第30条の3、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点）を含めて行うことを明確化する。	KA(D)-20038-1 KA(D)-20048 (3頁)	第62条の6（保全計画の策定） 第7項

○11月5日（MNF殿WEB面談での共通コメント、NFIK面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
3-1	検査の独立性について、明確にすること。	拝承。 検査の体制の例を資料に示すとともに、補正で反映する。（2-15参照。）	KA(D)-20046	第59条の2（使用前事業者検査の実施）、第59条の3（定期事業者検査の実施）
3-2	長期施設管理方針について、見直すこと。	（2-5参照。）	—	—
3-3	定期事業者検査に係る「一定の期間」を設定する方針を説明すること。	下部規程に定め、保全計画において明確にし、補正で反映する。 第62条の6第5項(3)において、保全計画を策定する中で「一定の期間」を設定し、第62条の8において所定の期間までに確認・評価することを規定する。	—	第62条の6 （保全計画の策定）第5項(3)
3-4	定期評価について	（2-13参照。）	—	—
3-5	巡視の観点について	（2-16参照。）	—	—

○ 1 1 月 5 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント、NFIK 面談コメント)

番号	コメント内容	回答／対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
3-6	「設計想定事象」について、加工規則、保安規定審査基準等と照らして、保安規定の記載を説明すること。	<p>加工規則第 1 条第 2 項第 10 号にて定義された「設計想定事象」については、保安規定第 30 条の 3 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。なお、加工規則第 1 条第 2 項第 10 号の後半で規定された「事業許可基準規則」第 1 条第 2 項第 5 項 (重大事故等対処施設) の設計において発生を想定しているものは、ウラン加工に該当するものがない。</p> <p>加工規則第 1 条第 2 項第 11 号にて定義された「大規模損壊」については、保安規定第 30 条の 4 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。</p> <p>一方で、加工規則第 7 条の 4 の 3 及び加工規則第 8 条第 1 項第 14 号において、「設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置」について規定されており、これに対応する保安規定審査基準 (新) においては、「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」として規定されている。</p> <p>重大事故等のうちウラン加工に該当する重大事故に至るおそれのある事故を踏まえ、かつ、大規模損壊については、保安規定第 30 条の 4 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。</p> <p>加工規則における設計想定事象と重大事故等は、保安規定審査基準 (新) における設計想定事象等に対応していると理解しており、「設計想定事象等」は第 24 条第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。</p>	—	—
3-7	異常事象の発生から、事象進展への対応、非常時へ移行といった一連の流れについて、説明すること。	<p>設計想定事象については第 30 条の 3 において、重大事故に至るおそれのある事故及び大規模損壊については第 30 条の 4 において、加工施設の保全に関する措置を規定しており、操作に関する異常時の措置には、これら (第 30 条の 3 及び第 30 条の 4) を含むことを、第 36 条第 1 項に規定している。</p> <p>異常時の措置については第 36 条第 1 項から第 3 項に規定しており、事象が進展した場合には直ちに非常時の措置へ移行することについて、同条第 4 項に規定している。異常時から非常時への事象進展が極めて速い場合や、大地震のように事象発生初期の段階から非常時体制を想定して臨むべき場合など、非常時体制発令前の初期活動 (第 3 節第 88 条、第 89 条) についても非常時の措置として規定しており、異常から非常に切れ目なく対応できる規定ぶりとしている。</p> <p>第 28 条 (操作員の確保) において、第 23 条に定める操作の力量及び第 24 条に定める設計想定事象等対処活動訓練を終了した者に操作させることを規定しており、異常事象の発生から事象進展への対応、非常時への移行の一連の措置に対応できる体制を整えている。</p>	<p>資料 1-1 (KA (D)-20033) 4 頁 (図 1 保安規定の章構成) →KA (D)-20033- 2</p>	—

○ 1 1 月 5 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント、NFIK 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
3-8	「保安上特に管理を必要とする設備」について、今後どのような管理とするか、整理を進めていくこと。	拝承。	—	—
3-9	不適合に至らない事象について、改善活動の対象に含まれることが明確であること。	品管基準規則 (第 50 条第 2 項第 3 号) について同規則の解釈に示された事項の取込については、2-1 参照。 第 15 条 (是正処置等) 第 1 項においては、「不適合その他の事象」を対象としていることを規定しており、不適合に至らない事象についても、改善活動の対象に含めている。	KA (D)-20047	—
3-10	補正申請時には、面談で提出した資料を全て添付すること。	拝承 (2-14 参照。)	全般	全般

○ 1 2 月 3 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
4-1	MNF 殿プレゼン資料 P18 (No. 5) : 放射性廃棄物管理及び放射線管理について、保安規定の条文に沿って説明のこと。 MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 29) : 平常時の環境放射線モニタリングに関する記載の充実。	放射性廃棄物管理及び放射線管理について、他社資料水平展開。 別表 9 における環境試料中の放射性物質濃度について注釈し、「周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。」旨を記載する。	KA (D)-20049	別表 9
4-2	MNF 殿プレゼン資料 P19 (No. 9) : 巡視に対応する事業許可 (本文及び添付資料) の関係整理について、適正化すること。	拝承。	KA (D)-20036-2	—
4-3	MNF 殿プレゼン資料 P20 (No. 17) : 設計想定事象は、加工規則の定義に沿って確認し、保安規定審査基準についての対応箇所を明確にするとともに、事象の進展に合わせて整理して説明すること。	異常時、非常時の段階的対応について、他社資料水平展開。	KA (D)-20050	—
4-4	MNF 殿プレゼン資料 P21 (No. 18) : 保安規定の保安上特に管理を必要とする設備に関する条文 (第 31 条、第 32 条) について、検討すること。	他社資料水平展開。 旧加工規則第 8 条 (保安規定) 第 1 項第 7 号における保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する規定が新加工規則において削除されたが、一方で、加工規則第 7 条 (記録) の記録事項には、「三 操作規則」において記録すべき場合と保存期間の規定があるため、保安規定の条文として変更は不要と考える。第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) については、操作上の留意事項 (第 33 条 (臨界安全管理)、第 34 条 (漏えい管理)、第 35 条 (火災及び爆発の防止)) を確実にするために必要であり、その旨を追記する。	KA (D)-20029-2 KA (D)-20036-2	第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)
4-5	MNF 殿プレゼン資料 P21 (No. 25) : 設工認と併せて保安規定に段階的に反映するべき事項の管理表については、参考資料として補正申請書に添付すること。整理に時間を要する場合は、補正申請後の面談において提示すること。	他社資料水平展開。 (No. 2-12 との関連)	補正申請後の面談において提示する予定。	—
4-6	MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 30) : 異常時には核取への報告が記載されているが、非常時の通報には核取が記載されていない。	他社資料水平展開。 非常時の通報先に核取を追加する。	KA (D)-20029-2 KA (D)-20036-2	第 88 条 (通報)

○12月3日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
4-7	MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 31) : 品管基準規則解釈について、他社の事例を参照して、保安規定への記載を検討すること。	他社資料水平展開。 第4条、第4条の4、第7条、第7条の3、第7条の5、第7条の6、第9条、第10条、第10条の2、第12条の3、第12条の8、第12条の9、第12条の13、第12条の15、第13条の3、第14条の3及び第15条において反映する。	KA (D)-20031-2 KA (D)-20029-2 KA (D)-20036-2	(左記の回答/対応欄に記載したとおり。)
4-8	MNF 殿プレゼン資料 P23 (No. 32) : 核燃料物質の運搬 (外運搬関連) の条文を見直すこと。	他社資料水平展開。 ・MNF 殿第58条は、弊社第56条 (周辺監視区域内の運搬) を変更し、反映する。 ・MNF 殿第59条は、既に弊社第57条 (周辺監視区域外への運搬) にて対応済み。 ・MNF 殿第70条は、既に弊社第68条 (核燃料物質の受入れ、払出し) にて対応済み。 ・MNF 殿第71条は、弊社第69条 (核燃料物質の運搬) に該当する条文であるが、そのうち、「周辺監視区域内の運搬」を引用する主旨のみの MNF 殿第71条第1項及び「周辺監視区域外への運搬」を引用する主旨のみの MNF 殿第71条第2項は反映を要するものではなく、核燃料物質を事業所外から受け入れるために運搬する前に講じるべき措置に関する MNF 殿第71条第3項は、既に弊社第68条 (核燃料物質の受入れ、払出し) にて対応済みであるため、いずれも反映不要である。	KA (D)-20029-2 KA (D)-20036-2	第56条
4-9	検査の独立性に係る品管規則解釈第48条第2項の規定を適用できるのは、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設である。 このため、各社とも、重大事故に至るおそれがある場合に関する措置について、事業許可の記載を確認し、「評価の結果、設計想定事象を超える事象を想定しても、重大事故に至ることはないことを確認しているが、万が一の事象を想定して、その拡大防止の体制を整備し、保安規定に記載した」旨を、保安規定本文に記載すること。	拝承。 保安規定第13条の3 (機器等の検査等) に記載した品管規則解釈第48条第2項の規定に関する記載の要否を検討するとともに、事業許可を踏まえて、先コメントの旨を保安規定第30条の4 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置) ※に記載する。 ※ (検討案) : 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。	KA (D)-20031-2 KA (D)-20029-2 KA (D)-20036-2	第13条の3 (機器等の検査等) 第30条の4 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置)
4-10	MNF 殿プレゼン資料 P16 (No. 10) : 高経年化に関する技術評価及び長期施設管理方針について策定するとあるが、見直し等もあるので、表現を検討すること。	拝承。 第62条の12 (経連劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) において、「高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。」旨を追記する。	KA (D)-20029-2 KA (D)-20036-2 KA (D)-20038-1	第62条の12 (経連劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

○資料リスト

No.	タイトル	文書番号	備考
1	原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）認可申請について （章立て構成の新旧比較を含む。）	KA(D)-20033 KA(D)-20033-1 KA(D)-20033-2	10/13 審査会合（資料 1-1） 10/23 面談資料 1 12/10 今回資料 1
2	品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について （品質管理基準規則において要求事項として明確となった 21 項目への対応内容の整理を含む。）	KA(D)-20031 KA(D)-20031-1 KA(D)-20031-2	10/13 審査会合（資料 1-2） 10/23 面談資料 2 12/10 今回資料 2
3	加工施設における保安規定の審査基準との整合性について	KA(D)-20029 KA(D)-20029-1 KA(D)-20029-2	10/13 審査会合（資料 1-3） 10/23 面談資料 3 12/10 今回資料 3
4	保全区域の選定の考え方	KA(D)-20045	12/10 今回資料 4
5	加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表	KA(D)-20036 KA(D)-20036-1 KA(D)-20036-2	10/13 審査会合（資料 1-4） 10/23 面談資料 5 12/10 今回資料 5
6	保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料	KA(D)-20038 KA(D)-20038-1	10/23 面談資料 6 12/10 今回資料 6
7	経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針について	KA(D)-20039 KA(D)-20039-1	10/23 面談資料 7 12/10 今回資料 7
8	施設管理について	KA(D)-20040 KA(D)-20040-1	10/23 面談資料 8 12/10 今回資料 8
9	検査の独立性について	KA(D)-20046	12/10 今回資料 9
10	改善措置活動（CAP 活動）について	KA(D)-20047	12/10 今回資料 10
11	加工施設の操作について	KA(D)-20048	12/10 今回資料 11
12	放射性廃棄物管理及び放射線管理について	KA(D)-20049	12/10 今回資料 12
13	異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成について	KA(D)-20050	12/10 今回資料 13
—	（参考資料）新旧対照表（全文）	—	12/10 参考資料